

第 13 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表児童発育・発達支援センター運営審議会委員の項職名の欄を次のように改める。

こども発達支援センター 運営審議会委員

別表障害児就学支援委員会委員の項職名の欄を次のように改める。

教育支援委員会委員

別表資料館運営協議会委員の項を次のように改める。

博物館協議会委員	会長	日額	5, 400
	副会長・委員	日額	4, 000

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表資料館運営協議会委員の項の改正規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する職の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。